

こんなことがあったら…



自転車で  
転倒し骨折。  
入院して  
手術をすること  
になってしまった…

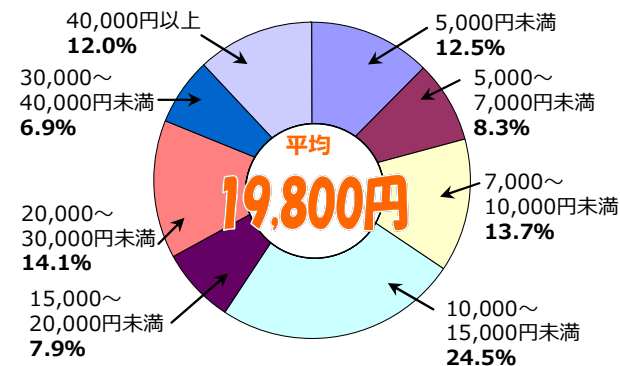
治療費って  
安くないよね？

骨折での  
平均入院期間は  
**37.9日！**

差額ベッド代や入院時の食事代、  
日用品代等は、  
高額療養費制度の対象外です。

【出典】厚生労働省「平成26年 患者調査」

直近の入院時の1日あたりの自己負担費用



※1 過去5年間に入院し、自己負担を支払った人をベースに集計。  
※2 高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。  
※3 治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含む）や衣類、日用品費等を含む。  
【出典】（公財）生命保険文化センター「平成28年度 生活保障に関する調査」

こんな時は  
おまかせください！

日常生活やスポーツ・交通事故等、様々なケガに対応する補償と、  
交通事故等に限定する補償をご用意しました！（いずれも国内外を問いません。）

24時間補償



仕事中に



家庭内で



旅行中に



スポーツ中に

交通事故等限定補償（交通事故傷害危険のみ補償特約セット）



交通事故で



駅構内で



乗り物の火災で

次ページで補償ケースをCheck！



## 補償ケース

- 24時間補償 : 急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをされた場合に下記保険金をお支払いします。
- 交通事故等限定補償 : 交通事故等によりケガをされた場合に、下記保険金をお支払いします。(交通事故傷害危険のみ補償特約セット)  
※交通事故等の定義については、下記「補償の概要等」をご確認ください。

### 死亡・後遺障害保険金

ケガで死亡されたり後遺障害が生じたとき



### 入院保険金

ケガで入院したとき



- ・事故の日から365日以内の入院が対象
- ・1事故について365日が支払限度

### 手術保険金

ケガで手術\*したとき



入院中の手術	入院保険金日額の10倍
入院中以外の手術	入院保険金日額の5倍

\* 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

### 通院保険金

ケガで通院したとき



- ・事故の日から180日以内の通院が対象
- ・1事故について90日が支払限度

## Column

### < 高額療養費って? >

- 医療費が高額となった場合には、高額療養費が支給されます。

長期入院や治療により、月ごとの医療費の自己負担額が高額になった場合、自己負担限度額を超えて支払った医療費の支給を申請することができます。

自己負担限度額 (70歳未満)

所得区分 (カッコ内は標準報酬月額)	自己負担限度額 (月額)
年収約1,160万円以上 (83万円以上)	252,600 + (医療費 - 842,000) × 1% (円) / 4か月目から140,100円
年収約770~1,160万円 (53~79万円)	167,400 + (医療費 - 558,000) × 1% (円) / 4か月目から 93,000円
年収約370~770万円 (28~50万円)	80,100 + (医療費 - 267,000) × 1% (円) / 4か月目から 44,400円
年収約370万円未満 (26万円以下)	57,600円 / 4か月目から44,400円
住民税非課税の方	35,400円 / 4か月目から24,600円

- 高額療養費でカバーされない下記の費用は全額自己負担です。

・差額ベッド代 ・入院時の食事代等の一部負担 ・先進医療の技術料 ・交通費や入院に際しての日用品代 等  
※平成29年1月現在の公的医療保険制度に基づき概要を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。

### < 差額ベッド代はどれくらい? >

1日あたりの差額ベッド代 (平均徴収額/推計)	
1人部屋	7,828円
2人部屋	3,108円
3人部屋	2,863円
4人部屋	2,414円

差額ベッド代が適用される病室 (以下のすべてに該当すること)

- ① 1病室の病床数: 4床以下
- ② 1人あたりの病室面積: 6.4㎡以上
- ③ 病床ごとのプライバシー確保
- ④ 私物の収納設備 (ロッカー) 等の設置

※厚生労働省「主な選定療養に係る報告状況 (平成27年7月1日現在)」より

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、タイプ選択画面にてご確認ください。

## 【傷害補償】

### ■ 24時間補償

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ\*1をした場合に保険金をお支払いします。

### ■ 交通事故等限定補償（交通事故傷害危険のみ補償特約セット）

「交通事故等\*2」により、保険の対象となる方がケガ\*1をした場合に保険金をお支払いします。

- \*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
- \*2 交通事故等とは以下のものをいいます。
  - 運行中の交通乗用具\*3との衝突、接触等の交通事故
  - 運行中の交通乗用具\*3に搭乗している間の事故
  - 乗客として駅の改札口に入ってから出るまでの駅構内における事故
  - 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故
  - 交通乗用具\*3の火災による事故 等
- \*3 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます（身体障害者用の車いすも含みます。）。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、お問い合わせ先までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。  ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ</li> <li>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ</li> <li>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）</li> <li>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ</li> <li>・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ</li> <li>・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ</li> <li>・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ</li> <li>・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ</li> <li>・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</li> <li>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの</li> </ul> 等  （次ページに続く）
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。  ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、事故の日からその日を含めて365日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。 また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について365日を限度とします。  ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	

上記は団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、タイプ選択画面にてご確認ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	手術 保険金	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列举されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合</p> <p>▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて365日以内に受けた手術1回に限ります。*3</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。</p> <p>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>	<p>（前ページからの続き）</p> <p>&lt;24時間補償のみ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</li> <li>・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>&lt;交通事故等限定補償のみ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ</li> <li>・職務として荷物等の積み込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ</li> <li>・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ</li> <li>・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
	通院 保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合</p> <p>▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。</p> <p>*1 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎(けいつい)固定用シーネ、頸椎(けいつい)カラー、頸部(けいぶ)のカラー、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨(ろっこつ)固定帯、軟性カラー、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。</p>	